

## 令和元年度沖縄県振興審議会 第4回総合部会議事録

**1 日 時** 令和元年10月23日(水) 14:00~16:56

**2 場 所** 沖縄県庁6階第2特別会議室

### **3 出席者**

#### **【部会委員】**

部会長	大城 郁寛	琉球大学国際地域創造学部教授
副部会長	島袋伊津子	沖縄国際大学経済学部教授
	高平 光一	公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会会長
	仲宗根君枝	特定非営利活動法人消費者センター沖縄会員
	藤田 陽子	琉球大学島嶼地域科学研究所教授
	真喜屋美樹	名桜大学リベラルアーツ機構准教授
	宮城 嗣三	那覇空港ビルディング株式会社社長
	村上 尚子	こころ法律事務所弁護士

(欠席)

瀬口 浩一	琉球大学国際地域創造学部教授
下地 祥照	一般財団法人南西地域産業活性化センター専務理事

#### **【事務局等】**

企画部：武村副参事(企画調整課)、高嶺副参事(企画調整課)、  
城間班長(企画調整課)、喜瀬班長(企画調整課)、與座主幹(企画調整課)、  
兼島主幹(企画調整課)、翁長班長(市町村課)

### **1. 開 会**

#### **【事務局 城間班長(企画調整課)】**

これより沖縄県振興審議会第4回総合部会を開催いたします。

本日の配付資料の確認をお願いいたします。

まず次第、出席者名簿、配席図。

資料1：沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)【第4回総合部会 所掌事務 該当箇所 抜粋版】。

資料 2 : 第 3 回総合部会への対応方針(案)。

資料 3 : 委員等から部会に提出された意見書(他部会からの申し送り等)。

資料 4 : 調査審議に係る説明資料(沖縄振興に関する各種制度等)。

資料 5 : 委員等から部会に提出された意見書(沖縄振興に関する各種制度等)。

参考 1 : 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)【抜粋版】  
(沖縄振興に関する各種制度の掲載箇所の例示)。

参考 2 : 検証シート評価基準。

参考 3 : 沖縄県民意識調査報告書(抜粋版)。

参考 4 : 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の主な事業における概要説明資料(第 1 回基盤整備部会 参考資料)。

不足資料等がございましたら事務局までお声がけください。よろしいでしょうか。

なお、下地専門委員、瀬口専門委員は所用のため欠席となっております。御報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからの進行は大城部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

## **2. 議 事 1**

### **【大城部会長】**

皆さん、こんにちは。早速審議に入りたいと思います。きょうは総合部会のヤマ場かなと考えています。

本日の議事は次第にもありますとおり、議題議事 1 において第 3 回部会審議の際に委員の皆様からいただいた意見への対応について審議します。今回、審議会委員の大城委員、それから離島過疎地域振興部会の古謝委員から意見書の提出がありますのであわせて報告いたします。

それから議事 2 では高率補助制度について、議事 3 では沖縄振興交付金制度について、議事 4 では沖縄振興に関する各種制度等について審議を行いたいと思います。

長丁場ですが、3 時 15 分ごろに休憩を入りたいと考えています。

それでは早速ですが、議事 1. 第 3 回総合部会意見への対応方針について、事務局から説明をお願いします。

#### **(1) 第 3 回総合部会意見への対応方針説明**

### **【事務局 武村副参事(企画調整課)】**

企画調整課副参事の武村でございます。長時間になりますけれども、また本日も御審議をよろしくお願いいたします。

議事1、資料2の意見への対応方針(案)、そして資料3、他部会から本部会に提出された意見書の2つの資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料2につきましては、前回会議での御説明の繰り返しになりますけれども、別紙2-2、意見書様式につきましては新旧対照表として最終の審議結果をとりまとめる様式となっております。

資料2の1ページをお開きください。左端の番号1、2、3でございます。本審議会の眞喜志委員より御意見をいただいております。右から2列目の理由等の欄に記載してございます。一番上の6行目ぐらいから、所有者(地権者)等の合意形成は跡地利用の推進に欠かせないとの御意見をいただきました。委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり、「地権者等」を追記してございます。

番号4、同様に眞喜志委員よりいただきました。跡地利用推進法の制度拡充等に関する御意見については、委員意見を踏まえまして、修正文案を検討中でございます。

2ページの番号5、同様に眞喜志委員よりいただきました。跡地利用推進法の給付金制度に関する御意見でございます。委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり追記してございます。

番号6、軍用地跡地における直接経済効果の算出方法等の記載に関する御意見でございます。委員の御意見を踏まえまして、備考をつけまして算出方法等を補足説明する方向で修正文案を検討中でございます。

3ページの番号7、9、10につきましては御質問でございます。軍用地跡地における直接経済効果の算出方法に関する御質問につきまして、右端の審議結果(案)のところに御回答をとりまとめてございます。

番号8につきましては、理由等の欄において記載させていただいております。返還に伴い跡地開発ではプラス面だけではなく、汚染除去など損失面もあるとの委員御意見を踏まえまして、その旨を追記する方向で修正文案を検討中でございます。

番号11、公共用地の先行取得に係る税制優遇措置の活用実績の算出方法に関する御質問に対する御回答を記載させていただいております。

4ページの番号12、軍用地跡地の先行取得に関する市町村との連携について、委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり追記してございます。

番号 13 及び 16、従業員の離職の理由に関する御意見でございました。委員の御意見を踏まえまして、離職理由として最も回答の多い「他に就きたい仕事がある」を追記し、そして複数回答である旨で追記する方向で修正文案を検討中でございます。

番号 14、労働生産性に関する御意見でございました。全国や過去との比較が容易との理由から、労働時間を加味しない現行データを使用させていただきたいと考えております。労働時間を加味したデータにつきましては、今後、検討の参考にしていきたいと考えております。

番号 15、「道半ば」という表現について、県では大きな目標が未達成の場合、例えば自立型経済の構築は道半ばなど、象徴的な表現として使用させていただいており、総点検においてもこれまでの表現を使用させていただきたいと考えております。

5 ページの番号 17、18、6 ページの 19、20 につきまして、成果指標の達成状況の判断基準は、検証シートの表現に統一すること。そして成果指標、交通事故死亡者数を最新値に更新すること。高齢者を対象とした交通安全対策を追記することについて、委員からの各御意見を踏まえまして、番号 17 の修正文案等の欄に朱書きしているとおおり、追記いたします。

6 ページの番号 21、交通安全対策について、ソフトの面での記載も必要との御意見でございます。委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり追記してございます。

番号 22、米軍等による犯罪状況以外の犯罪の御意見につきまして、既に総点検報告書(素案)の中においては、児童虐待件数は記載してございますので、これ以外の御意見、特殊詐欺認知件数を追記してございます。

同様に御意見のありました次の 7 ページの番号 26、高齢ドライバーによる交通事故の発生件数につきましても追記してございます。

7 ページの番号 23、交通安全対策に関して、「ながら運転」、番号 24、バイク等の運転マナー、番号 25、レンタカーによる事故件数の記載について、委員御意見を踏まえ、番号 23 の修正文案の欄の朱書きのとおり追記してございます。

番号 27、8 ページの番号 28、県民意識調査の県民満足度について、委員の御意見を踏まえまして、よりわかりやすく注釈を入れる方向で修正をいたします。

8 ページの番号 29、委員御意見を踏まえまして、朱書きのとおり「国籍等」を追記してございます。

番号 30、図表の出典の表記につきまして、委員の御意見を踏まえまして、統一して図表

には出典を表記してまいります。

9 ページの番号 31、1950 年代、1970 年代など米軍基地が移転されてきた節目の記載について、委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり加筆・修正をしております。

10 ページの番号 32、米軍による事故の具体的な件数及び内容等の記載について、委員の御意見を踏まえまして、朱書きのとおり加筆してございます。

最後に 11 ページの番号 33、嘉手納基地より南の返還に関連して、委員御意見を踏まえまして、朱書きのとおり追記してございます。

番号 34、県外からの基地移転に関する御質問につきまして、右端の審議結果(案)の欄の下から 2 行目、その当時の面積に関する資料が確認できていないということで、その旨を回答させていただいております。

引き続き資料 3、他部会から本部会に提出された意見書について御説明をさせていただきます。資料 3 の 1 ページをお開きください。

本審議会の大城喜代子委員より御意見をいただいております。中央の意見欄の上段の 1 行目後段から、「ているる」を拠点として女性団体と連携して啓発活動、相談事業を展開してきたことを加筆してほしいとの御意見でございます。

そして 2 段目、下から 2 行目、社会のあらゆる分野での女性の地位向上を目指す「202030」の社会実現に向けた取り組みが必要との御意見でございました。御意見に対する御回答は 2 ページとなります。御意見を踏まえまして修正文案を追記してございます。

3 ページ、離島過疎地域振興部会、古謝安子委員から御意見をいただいております。右端の理由等の欄の 1 行目、全体的に文章を統一したほうがよいとの御意見をいただいております。4 ページで回答してございます。統一的な記載に努めるとしてございます。

第 3 回部会意見への対応方針(案)等の御説明は以上でございます。

#### **【大城部会長】**

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、何か御意見や御質問等はございますか。

これは前回だけではなく、2 回までさかのぼっての感じがしますが。

#### **【事務局 武村副参事(企画調整課)】**

失礼しました。3 回以前の部会意見への対応方針でございます。訂正させていただきます。

#### **【大城部会長】**

そうですね。何か御質問等がございますか。よろしいですか。

それでは議事を進めたいと思います。

次第の議事2. 高率補助制度等について審議を行います。

それでは議事につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

### **3. 議 事 2 (調査審議)**

#### **(1) 高率補助制度等**

##### **【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】**

企画調整課副参事の高嶺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の説明の方法について、全体の制度に共通するのですが、その方法について御説明いたします。

今回は、沖縄振興に関する各種制度について調査審議することになっています。その審議に当たりましては、諮問対象である総点検報告書の素案を御確認いただき、その記述の修正や追加等について、個別具体的に御意見をいただくところであります。ただ今回は、財政、税制などの主要制度が調査審議の対象となっており、いずれの制度もさまざまな施策分野に影響を及ぼし、総点検報告書(素案)でも制度を活用した事業や成果が広範囲にとけ込んでいる状況でありますので、第4章では総括的な記載となっております。

よって、今回の調査審議に当たっては限られた時間で各制度に対する理解を深めていただくために、別途説明資料を作成して準備しておりますので、それに基づいて説明をすることになりますのでどうぞ御理解をお願いいたします。

また、高率補助に基づく基盤整備や一括交付金を活用した各分野の取り組み、沖縄振興税制などについては、既に所掌する部会において個別具体的な施策としての各論の調査審議も進んでいる状況もありますので、当総合部会では他部会との重複を避けるために、各制度を俯瞰して見ていただきまして、制度そのものの有効性や次期沖縄振興におけるあり方など、総論的な御議論をいただくとともに、個別のことについても改善すべき点などがあれば御提案いただければと思います。

御意見や御提案にかかる具体的な素案への反映方法については後日、事務局において案を作成し、次回部会において御確認いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

続いて高率補助制度の説明を担当主幹からお願いします。

##### **【事務局 與座主幹(企画調整課)】**

こんにちは。企画調整課の主幹をしています與座です。座って説明させていただきます。

それでは、資料1の沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)の抜粋の693ページをお開きください。

高率補助制度に関する記述は第4章 克服すべき沖縄の固有課題の4 地方自治拡大への対応の(1)沖縄特例制度等の活用にあります。ア 主な取り組みによる成果等の中の第2段落目、高率補助制度は、復帰後の沖縄県における本土との格差是正等を目的として措置され、その活用によって沖縄振興計画に基づく事業の推進が図られ、社会資本の整備において本土との格差が縮小していることを記述しております。

この中で、高率補助制度を活用した取り組みによってもたらされた具体的な効果については記述していませんが、それぞれ総点検報告書(素案)の第2章 沖縄振興の現状と課題の2 これまでの沖縄振興の分野別検証、第3章において基本的施策の推進による施策と課題及び対策、第4章 克服すべき沖縄の固有課題、第5章 圏域別展開において幅広い分野において沖縄振興計画に基づく事業の推進が図られたことを記述しています。

また、報告書(素案)の中で高率補助制度の活用を明示しているところがあります。これを今回、参考1ということでお配りしているので後ほどご覧いただければと思います。

高率補助制度につきましては、これまでさまざまな分野において活用が図られ、本土との格差縮小を図ってきました。それでもまだ残っている課題があります。

そのことについての記述が693ページのイ 今後の課題の第1段落目、こちらのほうで残っている課題として、道路の量的な整備や海岸保全施設等のいまだ残る課題がありまして、高コスト構造を抱える離島、自然的事情等により必要となる防災対策、老朽化の進行に伴う社会資本の大量更新などを記述しております。

沖縄県としましては、特殊事情に基因する不利性の克服に向けて将来にわたって社会資本の整備を進めていく上で高率補助制度の継続が必要と考えております。

以上が高率補助制度等に関する事項として、今回の沖縄21世紀ビジョン基本計画の総点検報告書(素案)に記述している内容となります。

委員の先生方に審議していただくのはこの部分となります。

続いて審議いただくのはこの部分ですが、こちらから今回、資料をお配りしています。資料4、沖縄振興に関する各種制度等について、をお開きください。

1枚開いて、高率補助制度等について、が今回の高率補助の説明資料となります。構成としましては、1つ目に高率補助制度等の概要、2つ目に沖縄振興予算の仕組みと予算額

の推移、3つ目に本県の決算における補助事業費の推移と国庫支出金が占める割合、4つ目に沖縄県の当初予算における高率補助制度等に基づく国庫支出金のかさ上げ額、5つ目に高率補助制度が沖縄県の財政に及ぼす影響、6つ目に平成29年度の普通会計決算の本県と全国の比較、7つ目に分野ごとの高率補助制度の活用によってもたらされた成果と今後の課題、8つ目に今後の社会資本整備の必要性をそれぞれ説明しております。

まず1ページの上をご覧ください。【1】高率補助制度等の概要になります。高率補助制度等において、国庫補助の割合が引き上げられています。高率補助の割合の引き上げの根拠は、道路や空港、港湾などの分野は、沖縄振興特別措置法に基づいております。一方で、県が実施する農業分野の事業の多くは土地改良法となります。他の法律に基づくかさ上げ措置などもあります。

また3つ目で、その他にも沖縄振興公共投資交付金交付要綱など、法律ではなく要綱によって補助率の割合が引き上げられている場合もあります。これを予算補助や要綱補助といいます。

続いて高率補助、国庫補助の割合の違いを金額的に説明したのがこの図になります。(2)高率補助制度等による地方負担の軽減のイメージ図で、地方市町村の道路事業の場合の比較をしています。市町村の道路事業の場合、沖縄県は10分の8の高率補助、他の自治体の場合には国からの補助は10分の5と10分の3、沖縄県の方が引き上げられています。これを事業費1億円の場合でみると、地方負担で3,000万円の差が出てくることを示したのがこの図です。

2ページ、【2】沖縄振興の予算の仕組みということで、各省計上予算と内閣府一括計上について説明したものです。他県の場合、文科省をはじめ各省から交付される補助金は当初からそれぞれ各省に予算が計上されているのが左下の図の説明です。

一方、沖縄県は右側になりますが、各省から交付される補助金は一緒なのですが、まずは内閣府沖縄担当部局に予算が一括計上され、その後、その予算を所管する省庁に移し替えて沖縄県に補助される仕組みになっております。

これは沖縄振興計画に関する予算について、内閣府沖縄担当部局に一括計上することで沖縄振興計画の進捗調整を図るために説明されております。沖縄振興予算は、本来は各省において計上する沖縄振興に係る予算ですが、内閣府沖縄担当部局にまとめて計上するだけで、各省に計上された沖縄関係予算と別枠で改めて予算が追加で計上されているわけではないことを説明したものです。

また、ここには書いていませんが、年金、医療、介護などの社会保障関係費、また小中学校の教員給与などの義務教育費国庫負担金などについては、沖縄県に交付されるものであっても、他県と同様、最初から各省の予算として計上されております。

4 ページ、【3】沖縄振興予算の推移です。沖縄振興予算額の推移を棒グラフで示しております。昭和47年の780億円から昭和51年度に1,031億円、昭和54年度に2,082億円、平成4年度に3,060億円と復帰から20年で約4倍の規模まで拡大しております。さらに、平成5年度と平成10年度には4,000億円台を超えて、ピークには4,713億円の規模までになりました。その後は減少が続き、平成23年度には2,317億円の規模まで縮小しています。平成24年度、沖縄振興特別推進交付金の創設があり、それ以後は3,000億円の規模を回復して推移しています。

また、沖縄振興予算の累計額について黒い折れ線グラフで示しております。軸は右側で兆円になりますが、沖縄振興予算は平成24年度に10兆円の累計額となりました。平成30年度末には12.5兆円の規模となっています。沖縄県としましては、沖縄に振興予算が多額に投下されていることもありまして、県外流出を抑えていきたいと考えております。このため、県内企業の受注機会の確保等に取り組んでいるところであります。沖縄県が発注する工事の約9割が県内企業となっておりますが、沖縄総合事務局や沖縄防衛局に対しても県内建設業者の受注拡大などに取り組むよう要請しているところであります。

5 ページ、総務省がとりまとめる【4】普通会計決算における普通建設事業費(補助事業)について、昭和47年度から平成29年度までの推移を説明します。その前に、普通建設事業費の説明をさせていただきます。地方公共団体が行う道路、橋梁、学校、庁舎等の施設を整備する投資的事業のことをいいます。投資的事業には、普通建設事業のほか、災害復旧事業があります。この2つを合わせて投資的経費といいます。その中の普通建設事業について説明させていただきます。災害復旧事業を抜いた部分になります。

左上の(1)の棒グラフについて、普通建設事業費のうち国から補助を受けて実施した沖縄県の事業費の推移を示したものです。昭和47年度から事業費は上昇し、平成11年度をピークにその後、減少していることがわかります。緑色の折れ線グラフは右側の軸になりますが、全都道府県の補助事業費の合計の推移を示しております。沖縄県も全国も同様な補助事業費の推移になっていることがみられると思います。

右の(2)の表では、補助事業に占める国庫支出金の割合について沖縄県と全国との合計で比較しています。緑色の折れ線が沖縄県、オレンジ色が全国となります。補助事業に占め

る国庫支出金の割合は年度ごとに増減はあります。それでも平均すると、沖縄県は全国よりも 25 ポイント程度高い水準で推移していることがわかると思います。

下の(3)の表を踏まえて、2つの方法で試算を行いました。1つ目が左側の試算Aです。各年度の補助事業費に占める国庫支出金の割合が全国合計の国庫支出金の割合と同程度であった場合に、沖縄県へ交付される国庫支出金の累計額を試算しております。この試算では沖縄県の国庫支出金の累計額は1兆3,141億円の減少となります。この補助割合で現行と同程度の事業量を実施する場合には、国庫支出金の減少分を地方債の追加発行や一般財源の追加充当で賄う必要があります。

右側の試算B、裏負担に対する国庫支出金の割合が全国合計の裏負担に対する国庫支出金の割合と同程度であった場合に、沖縄県へ交付される国庫支出金の累計額を試算しています。こちらは裏負担を固定します。裏負担は事業費のうち国庫支出金を除いた部分、県が負担する部分を裏負担といいます。こちらを固定して、この固定した金額に対して国庫が大体何割充当されるのか、対比で何倍確保されるかを計算したものです。全国並みでいただいた場合は2兆6,799億円が減少した1兆1,175億円まで減ってしまうのがこちらの試算になります。

6ページ、この試算をもとに出したのが次の表になります。(1)試算A、(2)試算Bがありますが、もし国庫支出金が減少した場合に、どの年度の累計額と同程度の国庫となってしまうかを示したものがこの試算の(1)、(2)のグループになります。

左側の試算Aの場合、国庫支出金の累計額3兆7,974億円が1兆3,141億円減少し、2兆4,833億円となります。この累計額は平成13年度の2兆4,403億円とほぼ同程度の水準となってしまいます。この1兆3,141億円の減少は16年前の累計額と同程度の額になります。

参考として、平成13年度前後に行われた出来事で申し上げますと、平成11年が那覇空港の開港、平成12年が九州・沖縄サミットの開催や琉球王国のグスク及び関連遺産群の世界遺産登録などです。この前後の時期まで国庫の水準が落ちることになります。

試算Bでは、2兆6,799億円の国庫が減少する予想になっています。2兆6,799億円が減少した後の推計額が1兆1,175億円になります。これと同水準の額が平成2年度の累計額1兆1,068億円になります。

平成2年前後の主な出来事としては、昭和62年の沖縄自動車道の全線開通や昭和63年の海邦国体の開催、または平成2年の第1回世界ウチナーンチュ大会の開催など、それら

の時代まで国庫の額が落ちる形になります。

下に地図が書いているのが土木費や農林水産費で推計した場合、それぞれの費目で推計した場合でも同様な結果が出ているといえます。

7 ページ、こちらは沖縄県の当初予算をベースにした国庫補助金のかさ上げ額の推計です。先ほどまでは普通会計決算といたしまして、全国の都道府県決算と比べられるように作成された決算ですが、今回は県の当初予算を用いてかさ上げ額を推計しています。実際にどの程度の額が法律に基づいた高率補助制度でかさ上げられているかを示したものになります。

令和元年度当初予算のかさ上げ額は約 947 億円あることがわかりました。そのうち、推進交付金に基づくかさ上げ額が約 561 億円、そのほかのかさ上げ額が約 386 億円あります。率にしますと、全体で 45.4%のかさ上げ率。推進交付金を全体から除いてみると、25.3%、約 4 分の 1 がかさ上げ額になります。

下の表は、沖縄県の当初予算におけるかさ上げ額の推移です。国庫支出金に伴い、平成 23 年度まではかさ上げ額は年々減少していました。その後、平成 24 年度以降、3,000 億円台まで回復し、かさ上げ額の累計額は令和元年度時点で 9,220 億円、推進交付金で 5,901 億円、その他かさ上げは 3,319 億円となっております。

8 ページから 9 ページにかけては沖縄県の財政に及ぼす影響を図示したものです。財政負担の軽減について地方交付税交付金の措置も含めて説明しております。国から地方への財政移転は、国庫支出金だけではなく、地方交付税交付金における財政措置も含めた比較が必要となっております。

道路事業で示すと、事業費のうち国庫支出金以外の部分を裏負担といたしますが、ここに地方債と一般財源を充当します。地方債は裏負担の 90%までが充てられることになっており、残り 10%には一般財源を充てることとなります。また、発行した地方債のうち 40%は財源対策分として、その半分が後年度、次年度以降において地方交付税交付金として地方に交付されます。この 2 つのイメージ図ではこのことを示しているものです。

具体的の中を見ますと、上段が沖縄振興特別措置法に基づく高率補助の場合となります。青色部分の国庫支出金 90 を除いた残り 10、一般財源 1 で地方債 9 が充当されます。その地方債のうち、交付税措置が 2 あります。これが赤い網掛けの部分です。この 10 から交付税措置 2 を抜いた実質的な地方負担は 8 が、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助の場合になります。

それに対して通常の国庫補助の場合が下段になります。国庫支出金は 55、地方負担は 45 で、一般財源 5、残りの 40 に地方債を発行して充当します。この地方債については、交付税措置が 9 ありますので、全体の 45 から 9 を除いた 36 が実質的な地方負担になります。交付税交付金を含めた地方負担は、高率補助の場合が 8、他の自治体の場合が 36 になりますので、沖縄県の約 4.5 倍になることがわかります。

こちらに吹き出しで書いていますが、地方負担の増分全部が交付税措置されるのではないということで、もし高率補助がなくて地方の負担が増えた場合、その増分について交付税で全てが措置されるわけではないので、留意が必要になります。

(2) は高率補助制度の活用によって、地方債の発行が抑制されたことによってもたらす効果を説明しています。他県よりも小さな地方負担で補助事業が実施できたことで一般財源の充当が抑制されます。また、地方債の発行も抑制されています。その結果、後年度の公債費負担の軽減が図られることなどから、柔軟に活用できる財源の創出される効果があります。

右の棒グラフの青色部分が実際に県債を発行した額です。高率補助の適用がなかった場合がオレンジ色で示した部分で、この分だけ発行額が増えたであろうという推計になっております。もし高率補助がなかった場合、累計額を折れ線グラフで示していますが、赤が推計上の累計額で、青が実際の発行額です。差としては 6,900 億円の県債発行が必要だったことが推計値であらわされています。この部分が発行されなかったということで、公債費の抑制、将来年度の公債費の発行負担が軽減されたのがこのグラフで示していることです。

9 ページは、柔軟に活用できる財源が創出されたことの効果をあらわした図になります。(3) 平成 29 年度の普通会計決算の歳出の目的別の額を住民 1 人あたりに換算して説明しております。

この表の下から 2 番目の行をご覧ください。高率補助制度の対象となる空港、道路、港湾などの社会資本整備が含まれるものが土木費になります。さらに農地、漁協などの農林水産業の基盤整備が含まれる費目が農林になります。その合計値を見ますと、高率補助制度の活用もあって、住民 1 人当たりの措置額は、沖縄県も市町村も全国を上回る額が措置されています。都道府県で見ますと、沖縄県が 11 万円、全国が 6 万 1,000 円、沖縄県内市町村の場合の合計が 7 万 7,000 円、全国は 6 万 3,000 円と、それぞれ全国を上回る額を措置しております。

その一方で、一番下の行になりますが、民生費は、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などに係る経費です。それと衛生費は、廃棄物処理費や医療関係の費用などが含まれるものです。教育費は、学校教育に係る費用などが含まれる部分ですが、その合計値についても全国と比べると高い額が措置されていることがわかります。全国が15万5,000円に対して、沖縄県は22万円、市町村の場合でも全国の25万8,000円に対して沖縄県は31万2,000円と措置できています。公債費の抑制などが図られて、柔軟に活用できる財源が措置された結果、こういった費目にも措置ができたものと考えております。

10 ページ、11 ページ、各分野における高率補助制度の活用についてもたらされたこれまでの成果と今後の主な課題について記述しております。

さらに参考資料もお配りしておりますが、こちらは第1回基盤整備部会において配付された資料をお配りしています。

こちらでこれまでの成果や今後の主な課題等について説明しております。説明は省略させていただきますが、産業基盤以外のさまざまな分野においても高率補助制度が活用されていったことが俯瞰してわかると思います。これまでいろいろな取り組みをしてきてもなお、多くの課題が残っていることがわかると思います。

12 ページ、【9】今後の社会資本施設等の整備の必要性について説明しております。社会資本施設等の整備は今後も引き続き必要となっております。この12項目に係る整備は今後も必要になってくると考えておまして、これらの施設の整備に要する財源の確保が今後、重要となってきます。これらの整備を着実に進めていくためには、高率補助制度などによって整備を進めていく必要があると考えております。

高率補助制度に係る説明は以上となります。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

ただいまの議事について仲宗根委員からも意見が出ています。それについては事務局で修文を検討してほしいとのこと。ただいまの事務局の説明について、ほかの委員の皆様から御意見、御質問等はございますか。

#### **【仲宗根専門委員】**

ただいまの説明を聞けば聞くけど将来が不安になるのですが、高率補助がなくなったときがとても心配になります。自主財源は増えてきつつある。やはり高率補助がないと県政は無理、例えば高率補助をいつぐらいまでというめどがあるのかなのか、県でそこまで

検討されているのであれば教えていただきたいと思います。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

企画制度班の喜瀬と申します。よろしくお願いたします。

高率補助制度がいつまであるのかという点につきましては、さまざまな法律や要綱等に沿って、それが根拠となっているというなお話をさせていただいていますけれども、主なものは沖縄振興特別措置法が根拠となっています。その沖振法そのものが、令和3年度末までの期限のある法律であるため、法律が同じような内容で継続されない限りにおいてはそこまでということになります。

ただ、高率補助がそういう期間で直ちになくなってしまっても大丈夫かという御懸念も当然ございますので、私どもとしましては、このような点検の結果、そして社会経済の実情等、そして委員の皆様様の審議の結果等も踏まえながら、今後、広く関係団体、あるいは市町村、機関の皆様から意見を賜りながら、なんとしてでもこの制度をいい形で存続させることができないうか、内閣府等とも調整を進めていく必要があると考えております。

**【仲宗根専門委員】**

もう1点、ハード整備もかなりあると思いますが、メンテなども高率補助の対象になっていますか。

**【事務局 與座主幹(企画調整課)】**

高率補助のほとんどが施設の整備について規定されていまして、メンテナンスなどの修繕は一部あるのですが、ほとんどは対象外です。建て替えて新たに整備する場合には対象となる場合もあります。

**【大城部会長】**

ほかに何かございますか。

**【宮城専門委員】**

累計で12.5兆円の資金が現在まできているということですが、その資金をできるだけ県経済の中で活用していく必要があると思います。先ほどの説明では、沖縄県の県内業者の受注率が約90%という説明があつて、あとは総合事務局や防衛施設局については県内業者にできるだけ還流するように努めていきたいという話があつたのですが、もし資料をお持ちでしたら、両方で何パーセントぐらいなのかを教えていただきたいのですが。

**【事務局 與座主幹(企画調整課)】**

お答えします。

県内業者と県外業者がそれぞれ契約している場合、沖縄県は先ほどの9割というのが、平成26年度から平成30年度までの契約の実績の5カ年平均では、同様に5カ年平均で沖縄総合事務局を見ますと52.2%となっております。また、沖縄防衛局については46.7%と5割を切っております。

#### 【宮城専門委員】

5割以下ということになると、個人的な感触では県内業者への還流が少ないですが、パーセントでは難しいので金額まで大体わかりますか。

#### 【事務局 與座主幹(企画調整課)】

平均になります。契約金額ですと、沖縄総合事務局の場合、県外企業は1,287億円になります。県内企業は1,405億円を受注しております。県内受注は52.2%となっております。

また、沖縄防衛局に関しては、5カ年平均で1,608億円が県外企業、1,407億円が県内企業になりまして、46.7%は県内企業が受注した形になっております。

#### 【仲宗根専門委員】

これに関して、県内の建設業者の場合は資格が足りないと聞いたことがあります。要するにいろいろな建設業を請け負うときに資格が満たせなくてなかなか受けられないと。資格によって受けられないこともありますか。何パーセントという調査はありますか。要するに、どうして県外に流れていったのかの理由です。

#### 【事務局 與座主幹(企画調整課)】

総合事務局と沖縄防衛局に関しては、向こうの基準で発注されているものですから、その内容の細かいところは県では持ち合わせていないため、お答えできない状況です。ただ沖縄県は90%で、残り10%となっております。大きな契約についてはそれぞれJVを組んでもらうなどの対策をとってもらって、できるだけ県内企業に発注できるような形で工夫していると聞いております。

#### 【村上専門委員】

今との関連ですが、結局、国の受注も入札ですね。基本的に入札の制度の中で公正に入札をすると、県内の事業者になかなか入札がされない現状があると思いますが、県の場合は、特に県内企業に何か有利な得点みたいな制度があるのでしょうか。

#### 【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】

例えば商工労働部などが率先して全庁的に働きかけておりますのが県内企業への優先発

注、資材も含めて県内のものを使う取り組みは一生懸命やっております。

また、国に対してもそのような協力の呼びかけは常日ごろからさせていただいているところでは。

ただ、先ほど資格などで何か引っかかるところがあるのかということですが、詳細は確認しないといけません。一般論で申しますと、当然、入札にあたっては県も、あるいは国もそれぞれ入札参加資格を定めておまして、また工事案件ごとに、場合によっては特殊な技術、あるいはノウハウを必要とするような工事などもありますので、その工事ごとに資格、あるいは人員の配置ができないといけないという要件はあつたりします。

また、特に国におきましては、県よりも比較的大規模な、あるいは困難な工事を発注する機会が多いことが想定されますので、そういう意味では県よりは国発注の方が県内企業の受注率は低くなる傾向はあるかもしれないと予想はできます。

#### **【宮城専門委員】**

関連して、県の場合の90%という話があるのですが、大きな工事は多分、分離分割発注と申しますか、例えば一括で工事請負をすると対象が大きすぎると。県の場合はそれを幾つかに分けて県内業者が受注できるような形の入札等も考えていると聞いているのですが、そこら辺はどうでしょうか。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

宮城委員が御指摘のとおり、そういう取り組みがなされておまして、もちろん政府調達協定に反しない形で分離分割発注をするとか、あるいは比較的困難、あるいは大規模な工事におきましても、県内企業も県外企業と一緒に工事に参加できるように、ジョイントベンチャーを組んでもらって一緒に参加してもらうことによって、県内企業へ県外企業のノウハウを移転していく、勉強してもらう取り組みも積極的に県では土木建築部を中心に実施しております。

#### **【宮城専門委員】**

話は変わりますが、沖縄特例と申しますか、各県が10分の5のところを10分の9でという特例措置については、皆さん方の説明を聞いている限りでは、これは非常に必要だと、今後ともそういう形で沖縄県は整備していく必要があると感じています。

特に自主財源という形から申しますと、県税収入などで結構弱い面があると思いますから、引き続き高率補助は必要ではないかと感じております。

#### **【藤田専門委員】**

質問ですが、高率補助を受けて行った事業の費用対効果で評価されていると思いますが、私も公共事業の再評価の委員会には出たことがあって、そこではある程度行われているのは知っているのですが、振興計画上の事業に関して費用対効果なり、便益費用の評価なりをされている仕組みはあるのでしょうか。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

当然、個々の事業については費用対効果に基づいて事業が進められているわけですが、高率補助制度という仕組みそのものについての費用対効果を算出するような試みはこれまでありませんでした。また、どのようにすればそれができるかについても検討してみないと、現段階では定かではありません。

**【藤田専門委員】**

高率補助そのものの効果に関しては、評価はされていない、仕組みがないとのことですが、この事業の評価として、総点検報告書の中に具体的な数字を入れた事業効果の評価結果はどのような形で記載されるのでしょうか。

先ほども補助があったからこれだけの件数ができましたという御説明はありましたけれども、これはあくまでも参考資料としていただいたものなので、総点検報告書の中には数字を入れた、あるいは数字を可視化するような資料は掲載されるのでしょうか。

**【事務局 與座主幹(企画調整課)】**

今の御質問ですが、県の場合のどこまで整備が進んだかという形になるのですが、全国の整備に対して、沖縄県がどういった整備になっているか、整備率の比較で評価をしていて、道路であればほぼ全国との格差が縮まっているという形で総点検では記述をしているところであります。

**【大城部会長】**

ほかに何かございますか。

**【真喜屋委員】**

第4章 694 ページ、696 ページについてです。今後の課題の部分は、「克服すべき沖縄の固有課題」となっています。ご説明があったように、これまで高率補助に依存して振興開発が行われてきました。にもかかわらず、今後もこうした制度の継続が必要ということであれば、今のご説明だけでは少し根拠が乏しいように思います。沖縄独自の特殊な事情やニーズがあることが、もっと分かるような内容としてはどうでしょうか。

694 ページの 11～14 行目あたりに、「一部の制度が社会経済の状況変化等に対応してい

ない、より沖縄振興に資する制度となるような抜本的な見直しを含めた検討が必要である」とあります。沖縄には特別な背景や事情があるとはいえ、約50年も高率補助で事業を継続しています。ですから、現時点で「状況に対応していない」や「抜本的な見直し」という表現で今後の制度継続の必要性を示唆するのでは、少し説明が足りないように思います。沖縄の事情や状況が継続を必要とするほど特殊であることが、より伝わるような表現が望ましいのではないかと思います。

もう1点は、696ページのイの今後の課題、26～30行目のあたりです。「企業の生産性を高めて雇用環境の質を高めていくことが喫緊の課題となっている」とあります。この点について観光業を例にみると、近年の沖縄の観光業は目覚ましい発展を示していますが、観光に携わる人達の労働条件や環境には課題が多い事も指摘されています。こうした観光業の雇用環境の質の問題は、沖縄に関わらず日本全国で同じような課題を抱えていると思います。そうしますと、やはりここでも、なぜ沖縄だけが今後も振興計画、高率補助が必要なのかということを説明するための、他府県との相違点が示されるとよいかと思います。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

どうもありがとうございます。

まず初めに、694ページの御指摘の箇所から、高率補助制度については沖縄の特殊性がより伝わるようにということでした。直接御指摘いただいた11～15行目ぐらまでは、高率補助制度というよりは、沖縄振興税制について記載させていただいております。これは抜本的な見直しを含めた検討が必要であると、税制について述べているということです。

高率補助についてはその1つ前の段落です。693ページの42行から694ページまでの9行までに、沖縄の特殊な事情、なお引き続き高率補助が必要だということについて記載はさせていただいておりますが、まだまだ足りないという御指摘だと思いますので、その辺は少し工夫させていただきたいと思います。

一括交付金につきましても696ページ、全国と同じように沖縄県も課題となっている案件は確かにございますが、沖縄は全国と違ってこういうところについて他と違う課題がある、解決しなければいけないものがあることをより強調した書き方ができないか検討させていただきたいと思います。

#### **【真喜屋委員】**

694ページについて、税制のみではなく振計全般だと理解していました。ありがとうございます。

### 【大城部会長】

僕のほうから、この資料4はこの部会の説明用で、後で外に出すことはあまりないですか。

### 【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】

別の機会でこれを何かに使う予定はありませんが、ただこの場そのものがオープンな場ですから、これ以降は、この資料をいつでもどこにでも出せるつもりで作成しております。

### 【大城部会長】

資料4の12ページの【9】今後の社会資本施設等の整備の必要性を少し整理して、要らないものは削ったほうが説得力は増すのではないか。例えば9 沖縄固有の自然的・地理特性から求められる取り組みの中に、②沖縄唯一のパインアップル生産地のため県独自の技術開発が必要。これは高率補助とはあまり関係ないような気がします。

それから10の不発弾処理も自衛隊がやっていて高率補助とは関係ない気がします。

それから12の全国一高い子どもの貧困率も特に公共投資の高率補助等も関係ない感じがしますので、高率補助が必要だと思われる2の本島内の格差、本島と離島間の格差、3の既存施設・設備の老朽化が一斉に始まる。もっともだなと思うものを並べたほうが、説得力がある。そうではないものも入ってしまうとまずいと思いますので、9ページについては、この資料を使うのであれば少し精査して、本当にそのとおりだと思うものだけを残したほうがいいと思いました。

それともう1つは、インフラ整備で例えば観光客が1,000万人来てやっていけるのもこのインフラ整備のおかげですし、例えば水や道路の面の定性的なこともどこかで書いてもいいのかなと思います。

ほかに何か、どうぞ。

### 【島袋副部会長】

私も今の大城部会長のお話と関連するのですが、高率補助制度は資料4の説明を聞く限り、ほかの都道府県の地方財政に携わる方々からすると、沖縄は大変恵まれている印象を持つかと思います。引き続き高率補助制度を沖縄県内で活用していきたいということであれば、それなりに沖縄には高率補助制度がほかの都道府県よりもより必要な状況であるという説明を資料1の報告書の中にも入れないと、こんなにありがたい制度だが、必要性がさらりと書かれているので、ほかの自治体の方々がもし読むことがあると納得していただけるのだろうか。

一方で、私は新聞報道レベルの知識ですが、高率補助制度がいいことだけではなくて、自己負担が少ない分、本当に生産性向上に資するものなのかというプロジェクト等に使われかねない。一般論ですが、実際にそうだとということではないのですが、という批判的な記事も見たことがありますので、ここは慎重に高率補助制度の維持に関する説得的な沖繩の特殊事情をもう少し本文の中にも入れたほうがよりいいのではないかと。

資料4の12ページのように必要性がベースとなるような資料もせっかくありますので、本文にもし入れられるのであれば、もう少し入れたほうがいいと思います。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

今御指摘いただいた点は、確かに素案の本文中には制度そのものに対する記述は薄くなっておりますので、今回、この部会向けに用意させていただいた資料や御意見も踏まえながら、他県の皆様から見ていただいても理解がいただけるように、素案の本文中により厚く記述できるように工夫したいと思います。

また先ほど部会長からも御指摘がありましたけれども、資料の12ページにありましたような今後の必要性について、もう少し整理を進めて納得性が高まるように工夫したいと思います。

**【村上専門委員】**

先ほどの大城部会長の御意見の子どもの貧困率に関して、資料の10、11ページが高率補助制度を活用した整備であれば、公営住宅や児童福祉施設など学校関係も貧困には関係あるので、貧困自体はこの中に入れていいのではないかと考えています。

**【大城部会長】**

施設の整備に関してはですね。

**【村上専門委員】**

はい。

**【大城部会長】**

なければ休憩に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

10分間休憩したいと思います。3時22分ごろにまた再開します。

(午後3時11分 休憩)

(午後3時18分 再開)

**【大城部会長】**

それでは再開いたします。

次は次第の議事3、(1)沖縄振興交付金制度について事務局から説明をお願いいたします。

#### **4. 議 事 3 (調査審議)**

##### **(1) 沖縄振興交付金制度**

###### **【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

こんにちは。企画調整課、一括交付金を担当しています兼島といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

総点検報告書(素案)の資料の該当箇所では694ページから697ページの5行目までが一括交付金に関する記述となっております。こちらに沿って説明しながら要所所で資料4の13ページ以降も確認しながら詳しく説明できればと思いますのでよろしくをお願いいたします。

まず資料1の694ページをご覧ください。沖縄振興交付金制度の活用では、ソフト交付金とハード交付金の2つの仕組みがありまして、今回、ソフト交付金、ハード交付金の両方について記述している中で、平成24年以降、県及び市町村が自主的に決定できる使い勝手のいい制度ができまして、いろいろな政策課題や県民ニーズの変化に柔軟に対応できるような取り組みが可能になりました。

具体的にいたしますと、平成23年度の沖縄予算との比較では、例えば離島の定住条件の関係では8倍に、子育て支援、福祉関係では約10倍に予算を充当することができた。そういう意味では、一括交付金は21世紀ビジョン基本計画に掲げる各基本施策を総合的に推進していく観点から、非常に大きな意味があったと考えています。

695ページに各分野の年度別予算措置状況、これはソフト交付金の県事業になります。平成24年以降、制度ができていろいろな分野で多くの予算を充当して新しい取り組みを進めることができました。

具体的には自立型経済の構築に関して、観光、情報、国際物流などのリーディング産業の振興、特に産業インフラをしっかりと整備して国内外で競争できるような基盤をしっかりと整備した。あとは平成24年度から観光の誘客にも相当力を入れたこともあって、こうした分野はかなり成果が出てきています。

また、中小企業の施策に関しても、全国一律の補助メニューでは沖縄の様々な企業に手が届かない部分がありましたが、ソフト交付金できたことで支援対象を県内の産業に合った形でカスタマイズするような事業スキームができるようになって、そのような事業と企業の自助努力などが相まって、今の経済成長、景気の拡大にうまくつなげることができ

たとえております。沖縄の地方自治において、経済振興をどう図っていくかという意味からも交付金の効果は大きかったと考えています。

また、経済以外でも沖縄らしい優しい社会の構築に向けては、これまでなかなか補助メニューが少なかった分野、特に子育て、福祉、離島、教育やしまくとぅばなど沖縄の文化発信、あとは防災関係などもこれまで県や市町村の単独事業で細々とやってきた分野も多いのですが、交付金が創設されこういった分野に積極的に交付金を活用しようという流れが起きて、住民に身近な行政サービスの充実に相当交付金を使ってこられたのかなと考えています。後ほど説明しますが、こういったものの成果も各分野に顕著な改善がみられると思います。

また、21世紀ビジョン基本計画では、離島振興が重要テーマとして掲げられていて、その中でも離島の住民の経済的、精神的負担の軽減をどう図っていくかという部分に、交付金はかなりの威力を発揮しております。具体的には交通コスト低減事業ですが、離島住民の飛行機代や船賃を3～4割補助するような事業がありまして、こういった負担軽減対策は県だけでなく多くの離島市町村でも取り組まれており、離島振興に寄与しています。

情報通信基盤の整備についてもこれまで離島では普及が進んでいなかったのですが、一括交付金を使って超高速ブロードバンドの環境整備も一気に進めることができて、本島との通信環境の格差が是正されたことも1つ大きな特徴だと思います。

さらに、小さな規模の自治体は財政基盤が脆弱でして、そういう中で水道や廃棄物など広域的な対応ができない、離島の中で完結させないといけないのもあって、かなり高コスト構造な環境がある中で、水道の広域化やごみ処理施設整備などに一括交付金を活用することができて、住民の生活利便性、定住条件の改善にも交付金が活用できたことは離島市町村や住民の方からも高く評価されていると聞いています。

696 ページ、教育分野にも県も市町村もいろいろ取り組んでいまして、市町村では小中学校のほとんどのクラスで学習支援員や英語教育の支援員、ICT支援員を配置していただいて、こうしたきめ細かな取組により教育環境がよくなったこともあって、全国学力調査をみると、小学校で相当程度改善し、全国平均を超えたところも出ております。中学校においてもまだ全国平均には至っていないのですが、確実に全国との差を詰めてきているところであって、教育分野でも一定の成果が見られるようになっていきます。

また、防災分野も相当充実が図られておりまして、通常、防災対策は単独予算でやられていることが多いのですが、県内の市町村は財源がなかなか厳しいために、全国と比べて

対策が遅れていた部分もありまして、そういった中で交付金ができる、多くの市町村で防災計画の策定や住民の避難施設の整備、離島では津波の避難タワーの整備、備蓄物資の確保など防災対策が取り組まれており、防災対策は相当進んだと感じております。県でも観光分野で危機管理体制の強化に一括交付金を使っていまして、そういう意味では県全体の防災への対応力は増したと考えています。

その他、環境分野ではサンゴ礁の保全や、ヤンバルクイナの保護、自然環境の整備、保全・再生にも交付金が活用されています。

沖縄振興に寄与する事業が多数できた、柔軟な事業ができた意味では、地方自治の拡大にも寄与した制度でありますし、例えば市町村の裏負担分、これは一括交付金の10分の8の補助ですが、その10分の2の分の一部を県が補助して、さらに事業をやりやすくするような、財政力の弱い自治体も交付金事業をしっかりとできるような制度的な枠組みをつくることによって、市町村の財政状況を維持しながら、県全体の沖縄振興が図られたことにおいては、非常にいい仕組みができたと考えております。県としてもこのツールを今後しっかりと使っていくことが沖縄振興に非常に重要なのだらうと考えています。

「イ 今後の課題」がありますが、制度の課題ということではないのかなと思っておりますが、あえて改善点を申し上げますと、活用面の課題があると考えています。26行目以降、強くしなやかな自立型経済の構築に向けては、観光客は1,000万人近く伸びた中で観光収入がまだまだ伸び悩んでいるところもあって、今後は収入をどうやって増やしていくか、雇用でも完全失業率は非常に改善して全国並み近くまでできたこともありますが、非正規雇用だけを見るとまだまだ全国よりも割合が高い。雇用環境もまだまだ改善されていないところもあります。

観光を中心に経済活動の量的拡大の面では大きな成果を上げているところもありますが、先ほどお話がありましたように、今後は生産性をどう高めていくか、観光や雇用の質の改善をしっかりとやっていくことで県民所得をもっと引き上げていく。貧困問題もしっかり対応することで、最終的には県民全てが豊かな暮らしを実感できる社会経済を目指した取り組みにしっかりと交付金を使っていくことが課題なのだらうと思っております。

また、本県も超高齢社会に突入して、今後、労働力人口の大幅な減少も予想される中で、経済活動の主体が減っていくことも想定されますので、人口減少社会において持続的に経済が発展できる新たな経済政策もそろそろ考えていかないといけない。そのときに一括交付金でどういったことをやっていくか。ソフト交付金とハード交付金の役割についてしっ

かり議論しながら、有効な使い方を考えていく必要があると思っています。

こうしたことを踏まえて、697 ページ、ここが県の考え方として、一括交付金制度は地方自治体の主体性が最大限に発揮できる観点から、今後も戦略的活用が必要不可欠であると考えています。

その上で、社会経済の変化や県民ニーズの移り変わりにも的確に対応していかなければならず、交付金制度をもっと効果的に活用していく上では、計画的、効率的な事業実施がもちろん重要ですが、そのためには我々自治体職員の企画立案能力や事業執行能力をより一層向上させ、制度を十分に使いこなすことが今後の課題だと考えています。

次に、資料4について御説明します。14 ページから、ソフト交付金とハード交付金のスキームとなっています。左側は沖縄振興に資するソフト事業で沖縄の特殊事情に基因した事業などが対象になっています。

右側のハード交付金は内閣府が予算を計上し、各省に移し替えて執行されています。補助率は高率補助制度の適用を受けています。市町村の事業も含めて県を經由して執行していくところはソフト・ハードいずれも一緒になっています。

15 ページが振興予算の流れです。平成 24 年度から現在、今年度までの予算の流れになっています。当初は 1,500 億円台から 1,700 億円台を推移していたのですが、平成 29 年度あたりが執行率の問題等で減額しておりますが、現時点では 1,000 億台で予算が措置されている状況です。

執行率については 16 ページ、ソフト・ハードともに執行率が課題となっておりまして、右側の上からソフト交付金(県)の執行率等の推移ということで、赤い折れ線グラフが執行率になります。

平成 24 年度、制度ができた当初は新しい事業、新しい取り組みもあって、関係機関との調整が非常に遅れた事業もあって、執行率が 60% 台で、緑色の部分が繰り越し、結構繰り越しをしていたのですね。青い部分が不用額ですが、このあたりが課題とされた経緯があって、ソフトについては事業内容や事業規模の精査、年度四半期ごとに執行管理を庁内で行って不用額の圧縮等々をやってきたところ、近年では執行率は 9 割を超えておりまして、繰越額もだいぶ改善されております。

不用額も一時的に平成 29 年度に上がった時期もあるのですが、基本的には減少傾向にあります。これは市町村も一緒です。市町村も当初の 1 年目は国の補助事業に慣れていないところもあって、執行率が悪かったのですが、近年はだいぶ改善されていまして 82%。こ

のあたりはうまく市町村内で流用したり、融通し合っただけで不用額が出ないように連携しているところではある。

ハード交付金も繰越額が若干出るのは制度上やむを得ない部分があります。入札残であったり、近年だと工事単価が上がって入札がなかなか落ちなかったり、関係者との調整遅れ、気象条件による影響は必ずありますので、執行率 100%はまずないですし、繰越額もある程度出るのは制度上、仕方がないのかなと思っています。最近では、執行率も改善されそこまで問題にはなっていないと聞いています。

17 ページ、どういう分野に予算を充てているかの配分の状況。近年、予算が減らされている中でも、県民の生活に直結した部分の予算などはしっかり確保して、減額の影響が出ないように予算措置をしている状況です。

18 ページ以降が個別の観光や離島などの分野ごとの一括交付金を使った、主にソフトですが、主な取り組み、市町村の取り組み、特に改善した指標を並べております。交付金はこれまでなかなか光を当てられなかった部分に予算を充当できたのでいろいろな分野でかなり効果が出ているのがこのあたりの資料からうかがえます。

20 ページ、子育てなどは待機児童の問題が非常に大きく取り上げられましたけれども、一括交付金事業だけの成果ではないのですが、市町村や国とも連携しながらいろいろな財源を充てて対策をとった結果として、保育士や保育所の数も増えています。

待機児童率も以前は5%台でしたけれども、近年では3%台まで低下しました。とはいえまだ全国と比べると、3倍ほどあるのですが、着実に改善が図られているところです。

21 ページが教育です。真ん中上が全国学力調査の全国比ということで、小学校では全国と同じぐらいの水準まで至っています。

教育分野では一括交付金を活用して、ICT教育の充実、特に電子黒板の部分に小・中・高の導入を相当進めており、導入割合が全国よりも高く改善しています。

英語指導員の配置なども成果指標の1つである子どもの英語力の目標値もだいぶ改善されています。

23 ページが市町村で力を入れている防災関係の部分です。右上の市町村の防災事業実施状況は、多くのいろいろな市町村で避難施設の整備や備蓄倉庫の整備、防災無線、コンビニなどでAEDが最近多く設置されているのもこういったところの活用の成果と聞いています。

24 ページ以降がハード交付金です。ハード交付金は県の裁量で主体的に予算配分が決め

られるようになりました。この表では赤い部分がモノレールになりますが、平成 24 年度以降、モノレールの延長整備をかなり重点的に予算配分したこともあり、今月に無事開業しました。

平成 28 年、29 年度の右側に黄色部分が少しありますが、八重山病院の移転整備をしたときも優先的に配分して、県民に早く良質な医療サービスが提供できるよう配慮しています。

近年、ハード交付金も予算減額が大きくなっていますので少し支障が出てきているところもあるのですが、なるべく住民に直結した事業といたしますか、水道や学校や道路などは影響を最小限に抑えるような取り組み、予算配分の工夫もしているところです。

25 ページはハード交付金と全国制度とすみ分けということで、沖縄だけのハード交付金ではあるのですが、全国制度とは各分野とも事業規模ですみ分けがされていまして、規模の大きいものは全国制度を活用し、離島などの小規模な施設整備はハード交付金を使う役割分担のもと実施しています。

26 ページ、交付金の予算減額の影響は、ハード交付金のピーク時は平成 26 年度の 932 億円ありましたが、現在は半分近く減って 532 億円ぐらいまで減っている。減り方も国の公共事業費が平成 24 年度をベースにした場合、50%増えているのに対して、ハード交付金だけ 3 割減っています。この影響については、下の減額の影響の 1 つ目、事業工期が長期化してしまっていて全体計画の遅れが出てきている。2 つ目、老朽化施設、公営住宅など修繕・建て替えができずに住民生活の安全確保や防災対策に支障が出始めている。3 つ目、豪雨・台風時の宅地・農地への浸水被害への対応が遅れている。4 つ目、農業関係では、基盤整備をすることで農家さんの所得が本来は上がるはずですが、整備が終わらないために経済的利益の機会損失が起きている。5 つ目、国と一体的にハード事業が進めている中で、国直轄事業だけが先に進んでも県の事業が遅れることで全体の効果発現等にもどうしても支障が出ることもあって、このあたりは予算配分のバランスをとりながらやっていくことが重要だろうと思います。

27 ページ以降が具体的なハード交付金の活用事例となっておりますので後ほどご覧ください。

資料 4 の基盤整備部会の資料もこれらの部分と少し関連しますのであわせてお読みいただければと思います。

31 ページ、一括交付金導入の成果です。まず主体的に事業選択が可能となったので、政

策課題への対応力が向上しました。具体的には質的・量的な充実が図られた施策の事例を紹介しています。また、ソフト交付金で初めて実施可能となった代表的な事業例なども下に紹介しています。

32 ページ、平成 24 年度以降、改善が見られる指標の抜粋となります。これは一括交付金だけの成果ではないのですが、民間の創意工夫による取り組みを沖縄振興のいろいろな施策が後押ししたことで様々な分野で指標の改善が図られているという事例の御紹介です。細かい部分は時間がありませんが、各分野で大変重要な指標で平成 24 年度以降、改善がみられます。

このあたりは県民意識調査を通じて、県民の実感としてあらわれていると思うのが 33 ページにお示ししています。ソフト交付金などを活用してしっかり対応した分野についての満足度が 10 年前と比べるとかなり増加しており、県、市町村の取り組みの効果が徐々に住民にも実感できるようになっていると思われまます。

34 ページが一括交付金の総括的な意義・役割です。ソフト交付金は、21 世紀ビジョン基本計画に基づく施策を効果的に推進するツールとなった。さらに県及び市町村では、沖縄の特殊事情を踏まえ、いろいろな事業を実施する中で、行政職員の事業立案能力、予算執行力が改善しているという副次的効果もあったことなどは高く評価しています。

事業の中には、離島や雇用問題関係はフロンティアな事業が一括交付金で初めてできて、それが全国のモデルになった事例もあり、そういう意味では交付金事業が沖縄だけではなくて、全国の課題解決にも貢献しているだろうと思います。

今後としては、SDGs や企業の稼ぐ力等の新しい課題にどうやって対応していくかをこれから考えていかないといけないのですが、その上で、全国一律の事業・制度だけではなかなか解決できないことも沖縄県には多くありますので、やはりソフト交付金の役割は引き続き重要だろうと思います。

ハード交付金についても従来、社会資本整備の格差是正に大きく貢献していますので、引き続き重要課題に対応した整備をやっていかないといけない。視点としては、ソフト交付金とハード交付金がそれぞれ相乗効果を発揮することで、これまで解決が難しかった課題にも対応できるように改善すべきところは改善していかないといけないと思っています。

35 ページ、改善余地といますか、活用上の課題を挙げると、全国制度で既に補助メニューがあるものにはソフト交付金を充当できないという制度上の仕組みがあって、例えば医療や福祉分野は交付金事業が使いづらいという声もあつたりします。このあたりは事業

立案するときに交付金をなるべく活用できるように、国の補助メニューとのすみ分けであったり、特殊事情の整理をしっかりとしていくような事業立案の仕方が大事だと思っています。

また、予算が限られた中で効率的な予算をどうやって活用していくかという視点からいくと、事業終了後の出口を見据えて計画的にやっていくような事業、中長期的な課題解決をしっかりと図れるようにやっていかないといけないですし、事務手続の簡素化などにより事業執行期間を最大限確保して執行率向上や事業成果の最大化を図っていくことも重要だと思います。

素案にもありましたけれども、PDCAサイクルも職員の企画立案力や予算執行力、事業評価時の課題分析力を強化し、交付金制度を最大限に活用することが、今後の沖縄振興においても重要になってくるものと考えております。

交付金の説明は以上になります。御審議をよろしく申し上げます。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について御意見、御質問等はございますか。

#### **【島袋副部会長】**

質問ですが、資料4の34ページのソフト交付金の③に、フロンティアの取り組みが全国モデルとなった事例もありとあるのですが、具体的にどのようなものがありますか。

#### **【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

例えば離島では交通コスト低減事業がありまして、この事業が一括交付金で初めて沖縄県がつくった事業ではあるのですが、これが奄美等でも同じようなスキームで取り入れられたということで、参考になった事業も出てきていると聞いています。

#### **【高平専門委員】**

全体的にそうなのですが、課題を含めてお金がかかる方向のお話しかされていないような印象を受けるのですが、役目を終えた事業の点検のような項目はないのですか。

例えば私が思うに、これから人口減少になっていく中で県営住宅は役目を終える時代が近いのではないかと。中南部ではアパートが余るぐらいなので県営住宅を更新するぐらいだったら更地にして売ってしまって、住宅弱者には交付金を使って家賃補助をするほうがむしろこれからの時代にマッチしていくのではないかと思います。

全体的に先ほどから聞いていると、お金がかかる方向一点張りの印象があるので、例え

ば先ほどの県営住宅だったら交付金を使って壊して土地を売るなどのお金の使い方したり、もうそろそろ役目を終えるかもしれない事業に対する考え方みたいなものはどこかで検討しているのでしょうか。

**【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

今回の総点検を踏まえて次の計画をつくっていくことになると思いますが、そのときに課題を抽出するのが今やっている総点検だと思います。この課題を解決するのが県内の行政の役割とすれば、その課題解決をする手法としてどういった事業をやっていけばいいのか。それはお金のかかる事業のやり方だけではないと思いますので、より限られた予算の中でこの課題をどのように解決していくかという視点で、それこそ次の議論をしていかないといけないと思います。

その中で、例えば指標の立て方にもよるとと思いますが、指標を立てるときに何を指標とすべきか、どの指標を伸ばすか伸ばさないかという議論が大事になるのですが、今おっしゃったような予算、財源の視点は非常に大事になってくると思いますので、ある指標を改善しようと思ったら、これだけコストがかかってしまう。であれば、ほかにやり方がないのかなど、次の計画の骨子や指標をしっかり議論する中で、より実現可能性が高いというか、現実的なのというか、予算がなるべくかからないような持続可能な事業、施策展開の方向性については次の計画をつくる前段階では県庁内でも議論をしていくことになると考えています。

**【高平専門委員】**

次のステップという理解でよろしいですか。

**【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

はい、そういうことです。

**【宮城専門委員】**

質問ですが、資料4の35ページの既存の国庫補助メニューとのすみ分けがありまして、既存の国庫補助メニューがある場合は交付金の対象にならないという話ですよ。

**【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

はい。

**【宮城専門委員】**

もう1つは、病院の整備が、全国的に整備があるなしという形になってくると、全国の補助メニューにのっかる必要があると思います。それと交付金とのすみ分けみたいなもの

の考え方を教えてもらいたい。要するに説明を受けても非常にわかりにくい。ハードとソフトがありますでしょ。

**【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

資料4の35ページの書きぶりはどちらかというとソフトをイメージした書きぶりをご理解ください。ハード交付金はソフト交付金と異なり、全国にある補助制度をベースに補助率をかさ上げして予算配分を県の裁量で柔軟にしたのがハード交付金の仕組みであって、極論をいうとそういうことになっていて、既存の全国メニューがあった上でのハード交付金の役割があります。

全国では認められておらず、ハード交付金で沖縄にだけ認められている事業も一部はありますが、基本は全国制度メニューがあって、各省の事業を束ねた沖縄分がハード交付金になっているというところもあって、そこは既存の補助メニューとのすみ分けが既にされているということになります。

一方、ソフト交付金はどちらかというと、全国の補助が既にあるものは全国制度を使うことになっていて、例えば沖縄には特殊事情があって、全国制度が使えない場合にソフト交付金を使っていきましょうという整理になっています。離島や観光、子どもの貧困などの取り組みはいろいろな事業が展開できている一方で、例えば健康長寿沖縄を復活させる。県民にいっぱい運動してもらって健康になってもらう健康長寿の取り組みは沖縄振興において重要なのですが、住民が健康になってもらいたいのは全国どこの地域も一緒であって、沖縄だけの特殊だという説明がなかなかしづらく、事業としてはなかなかつくりづらいのかなど。

介護サービスや雇用助成金なども、厚労省でいろいろな対策・補助事業をやっておられる中で、沖縄限定の事業が認められにくい、そういう分野は少なからずあるのが現状ではあります。

**【宮城専門委員】**

大体漠然とわかってきましたけれども、ということは、事業の仕組みそのものにそれなりの事業主体のアイデアや特殊事情なども一括交付金みたいなところで拾い上げていくような考え方でよろしいですか。

**【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

はい、それで結構です。

**【宮城専門委員】**

ありがとうございました。

### 【村上専門委員】

沖縄独特の交付金の話ですが、この予算額からいっても上がったとか下がったとか、全国的にみてどうなのかという分析と、効果なり、県民の意識についてもほとんどがよかったという評価になっていると言っているのですが、時代が変われば沖縄に限らず全国的に全て上昇しているのではないかと思います。

ですから、沖縄の今後の課題と分析する上では、全国との比較、どこが課題なのかをみていかないと、交付金だけでこれだけ上がった、そして県民の満足度も上がったといっても、他県でも全部そうではないかという気がします。他県と全国と比べてどうなのかがわかるような分析なり、評価なりをしていただきたいのですが、されていますか。

### 【事務局 兼島主幹(企画調整課)】

これまでもハード部門で全国と比較しているところはあります。これは各分野でやっています、今回、一括交付金の資料ということで、どちらかという沖縄の特殊事情に対応した事業をご紹介している都合上、他県との比較はしづらい部分もあるかと思っておりますが、過去の沖縄と比べて課題をどう解決したかもみながらやっていますが、ご指摘のとおり他県との比較は大事ですので、今後、こうした比較もしつつどういった課題にもっと力を入れるかはしっかり考えていきたいと思っております。

### 【事務局 與座主幹(企画調整課)】

補足です。本県と全国の比較とのお話ですが、実は総点検報告書の素案の中にいろいろ書いてありまして、主なもので道路整備では、全国と沖縄県の改良率がどのように進んでいるかを載せています。ほかにも下水道の整備などで下水道処理の普及率が本県 71.5%に対して全国 78.8%と。各分野においてそれぞれ図表で全国との比較をできるだけ載せるようにしてありまして、それぞれの分野に書いています。

### 【村上専門委員】

やはり気になるのは、貧困率や待機児童率や学力など全国的に比べて低い位置にいることに関して、満足度が上がっただけで喜んではいけないですので、そういう意味で、ほかのところにも触れているかもしれませんが、重視していく必要があるのではないかと思います。

### 【大城部会長】

ほかに。

僕から、まず1つは、15ページの沖縄振興予算の推移があって、ソフトとハードの金額が出ていますが、これをみるとハードとソフトは大体同じぐらいの割合ですが、今後この割合でいいのか、その配分をもう少し柔軟に対応する必要はないのかどうか。

質問の意味はわかりますか。要するにハード・ソフトは半々という印象ですが、これはそのままがいいのか、場合によってはハードとソフトの配分をもう少し柔軟に地元で決められる仕組みみたいなものは必要ないのかどうか。

もう1つは、先ほど説明がありましたが、ソフトの分野で沖縄の特殊事情でないと使えないですね。これについて、見直しは必要ないですか。説明ができないと使えないという話もありましたので、ソフトについて、予算がつけられるような形で分野を少し精査してみることは必要ないのかどうか。

それからもう1つは、ここで全然触れていなくて、政治的に難しいかもしれませんが、例えば県と市町村との配分の問題はどうなのか。例えば県が何か大きな事業をしたいときには、県と市町村の配分の問題、場合によっては市町村が広域行政としてやるべきことがあるとすると、使い方の問題なども少し検討してみてもいいかなと思いましたが、これは僕の検討の要望ですので、何かあればお聞きしたいのですが、なければ県で検討していただけだと思います。

#### **【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

最初のソフト・ハードの配分の割合が同じぐらいになっているのではないかとのご指摘ですが、県では国に概算要望するときは必要額を、例えば昨年度からハードをかなり増やしていただきたいという形で要望させていただいているのですが、実際に国で最終的に予算措置がされた結果がこちらのグラフになっています。本来であれば地域のニーズに応じてめりはりをつけて、必要な部分にしっかり充ててもらうのは大事だと思っております。

#### **【大城部会長】**

審議会でハード・ソフトの配分については柔軟なほうがいいという意見があったという、そういう形でできないのかということ。

#### **【事務局 兼島主幹(企画調整課)】**

そういう意見があればこちらとしてもいろいろ対応したいと思います。

続いて、ソフト交付金の使い方をもう少し柔軟にということころは、市町村の皆さんにいろいろ話を聞くと、ニーズとしては確かにございますので、次の制度要望をどうするかはまた御相談しながら検討したいと思います。

最後に、県と市町村との配分でしょうか。市町村課にお願いしたいと思います。

**【事務局 翁長班長(市町村課)】**

県と市町村の配分につきましては、平成 24 年度当初、ソフト交付金の制度が始まったときに、8 分の 2 ぐらいを県の事業として市町村に効果が及ぶものとして控除した上で 1 対 1 に配分いたしました。結果的に 5 対 3 の配分割合をこれまで基本としてきていますが、この 5 対 3 プラス市町村の必要となる事業の額の見込みも、配慮した上で調整額という形で 10 億円や 12 億円を市町村に寄せる形で配分してきております。

先生がおっしゃいました県でも交付金が減額している中で、大きな事業もあつたりするので、そのあたりは総務部と調整の上で最終的には県と全市町村の首長で構成する振興会議で決定されることになっております。毎年度、5 対 3 で固定されているわけではないので、年度年度の状況を考慮できる形で配分に努めていきたいと考えております。

**【大城部会長】**

わかりました。

ほかに何か御意見はございますか。よろしいですか。

それでは次の議事に進みます。次第の議事 4 沖縄振興に関する各種制度のうち、沖縄振興税制について、事務局から説明をお願いします。

**5. 議 事 4 (調査審議)**

**(1) 沖縄振興に関する各種制度等**

**・ 沖縄振興税制**

**【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】**

私からは沖縄振興税制について御説明させていただきます。

資料 1、総点検報告書(素案)の抜粋版、693 ページをお開きください。

沖縄振興税制に関しては、(1)沖縄特例制度等の活用、ア 主な取組による成果等の第 3 段落目、23 行目において成果の記載があります。平成 24 年度から 4 つの特区、地域制度において対象地域の指定権限が知事に移譲され、県の施策と連携しやすくなった。平成 26 年度には適用要件の緩和が図られ、制度をインセンティブとした設備投資や企業進出が増加した。揮発油税の軽減や石油石炭税の免除制度等についても石油製品価格の低減や電気の安定的かつ適正な供給によって、県民生活の安定化及び経済活動の活性化が図られている。と記載しております。

沖縄振興税制の個別具体的な内容については他部会が所管し、調査審議が行われており

ます。総点検報告書(素案)における沖縄振興税制に関する記述部分を抜粋して別途参考1としてお配りしておりますので御参考にしていただければと思います。

沖縄振興税制については、これまで民間主導の自立型経済の構築に向け、それを支える制度として重要な役割を果たしておりますが、イ 今後の課題の2段落目、694 ページに課題を記載しております。一部制度について社会経済の状況変化に十分対応していないこと、人的投資による人材の高度化・多様化を図り、労働生産性を向上させる方策への対応が課題として挙げられます。

以上が沖縄振興税制制度に関する事項として、今回の総点検報告書(素案)に記述されている内容となります。

続きまして、制度について別途、資料4で説明いたします。36 ページから税制に関するものです。

次の37 ページは、沖縄振興税制制度の全体概要となっております。沖縄県には4つの法律に基づく13種類の税制優遇措置が適用されています。下の点線で囲っている部分でお示ししていますが、それぞれの根拠法ごとに色分けして記載しております。

まず、産業の振興について制度の概要です。沖縄振興特別措置法で定める特区地域制度を青字で記載しております。特区地域制度を挙げれば観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域・特区、産業高度化・事業革新促進地域、国際物流拠点産業集積地域、経済金融活性化特区となりますが、これらについては県内全域が指定されている場合もありますが、特定の地域や区域を指定して適用され、企業が対象となる事業で要件を満たした整備投資を行う際に、税額控除や特別控除等、税の優遇措置を受けることができる制度です。

県外からの企業誘致のインセンティブになるだけでなく、県内企業の設備投資を後押しすることで県内産業の振興に寄与するものとなっております。

次に、観光客の誘致については2つの制度があります。青字で沖縄振興特別措置法に基づくものとなっております。航空機燃料税の軽減措置は、本土沖縄間と沖縄県内の各地の間を結ぶ路線について、国内路線に課税される航空機燃料税が本土、全国の一般適用の2分の1に軽減する制度となっております。また、沖縄型特定免税店制度は、D F Sに適用されていますが、沖縄から出域する旅客が輸入品を購入する際に購入額20万円を限度に関税を免除する制度となっております。

次に、離島の定住条件整備では、離島の旅館業について設備を新設・増設した場合に、特別償却を受けられる制度となります。

右側の生活基盤の充実・強化について、石油石炭税の免除は発電用の石炭・LNGに係る課税の免除となっています。また、沖縄電力の償却資産に係る特別措置は、沖縄電力(株)の電気供給量の償却資産について固定資産税を軽減する地方税法の特例となっています。

駐留軍用地跡地の有効利用の推進では、米軍基地内の土地を公共用地として先行取得するにあたり、土地を売却する地主の税負担を軽減するため、譲渡所得を特別控除する措置となっています。

復帰特別措置としては、揮発油税の軽減措置については、ガソリンに係る課税を本土に比べて10当たり7円軽減する措置となっています。当該措置を前提に県では10当たり1.5円の県税、石油価格調整税を課税しており、その財源をもとに本島から離島へ移送する石油製品の移送費を補助することで離島の石油製品の価格低減を図っています。

また、復帰前から製造場が県内で製造し、県内へ出荷する泡盛、ビール等の酒類に係る酒税の軽減措置も復帰特別措置法に基づく措置となっています。

38 ページ、沖縄振興税制による国税の適用額を記載しております。左側の円グラフのとおり、平成29年度の適用額は11制度の合計で約255億円となっております。この中では航空機燃料税の軽減が約122億円と最も多く、全体の約48%を占めています。続いて揮発油税の約48億円、石油石炭税の約33億円、酒税の約29億円が国税の軽減措置の適用額となっています。

38 ページ、沖縄振興税制の成果についての説明となります。まず、情報通信産業振興地域・特別地区については、当該地域については、沖縄本島を中心に宮古島・石垣市を含む24市町村が指定されており、ソフトウェア業、電気通信業、コールセンター等が対象になっており、投資税額控除を受けることができます。

当該優遇措置等をインセンティブとして企業誘致を行ったこと等により、沖縄県に立地した情報通信関連産業の立地数は、平成24年度の263社から平成30年度は470社となり、着実に企業の立地が促進されています。

航空機燃料税の軽減措置は、航空機燃料税を本土路線の2分の1、奄美など県外離島路線と比較しても3分の2に軽減していることから、1km当たりの運賃が羽田ー福岡間の39.8円、羽田ー奄美間の36.3円に比較し、羽田ー那覇間は27.4円と低下していることがわかります。

なお、現振興計画がスタートした平成24年度から平成29年度までの適用実績は、合計で約667億3,000万円となっております。航空機燃料税の軽減によって旅客及び貨物の航

空運賃が低減化されており、観光客の安定的な確保や物流コスト低減による製造業や物流業の振興など県経済の活性化が図られております。

石油石炭税の免除、沖縄電力(株)の償却資産の特例は、沖縄県は本土と電気系統がつながっていないこと、多くの離島を抱えていること、需要規模や地形等の制約により化石燃料に頼らざるを得ないこと等の構造的不利性を抱えており、他県に比較して電気料金が高くならざるを得ない環境にあります。本措置によって一般家庭では月額 150.8 円、モデル等では月額 26 万 8,000 円、大型商業施設では月額 800 万円程度の負担軽減が図られております。

40 ページ、沖縄振興税制の課題についてです。情報通信産業振興特別地区、国際物流拠点産業集積地域について、所得控除制度が適用される要件として、対象となる事業が定められていますが、対象事業を専業で営む必要があります。近年は業種間の相互進出が進展し、兼業の割合が半数を超えるなど業種間の垣根がなくなりつつあり、また従来からの区分では捉えられない新たな事業に対しても対応できるような制度とする必要があると考えています。

続きまして地方揮発油税の軽減措置について、本県における家計消費支出に占めるガソリン代の割合は、全国の 1.95% に対し 2.89% と高くなっています。また、全国と沖縄のガソリンの格差について、平成 26 年度までは本県の価格が全国平均と比較しても低かったものの、平成 27 年に県内製油所が石油精製を停止して以降、全国とのガソリン価格が逆転し、さらに差は拡大傾向にあります。

仮に本軽減措置がなくなれば、ガソリン価格は県全体で 1ℓ 当たり 6.62 円上昇し、全国との価格差がますます拡大することが試算されております。本県は本土から遠隔に位置し、多くの離島を抱えること、モノレール以外の陸上移動手段を専ら自動車に依存していること、1 人当たり県民所得がいまだに全国最下位である等、さまざまな事情があることを考慮し、引き続き軽減措置を継続することで県民生活や産業、経済の安定を図っていく必要があると考えております。

税制についての説明は以上になります。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

続いて政策金融について説明をいただいて、一括して質問を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

## ・政策金融

### 【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】

引き続きまして、沖縄における政策金融について御説明させていただきます。

まず初めに、資料1、総点検報告書(素案)抜粋版におきまして政策金融がどのような箇所に記述があるか御案内させていただきます。目次の2ページと3ページをお開きください。それぞれ赤枠で囲う形で政策金融の活用と記載させていただいております。

233 ページからの記載は第2章への位置づけでございます。こちらでは主に累次の振興開発計画、そして振興計画期間中の実績等について記述させていただいております。

606 ページからの第3章に係る記述につきましては、同じような政策金融の活用という項目を題しておりますが、内容につきましては、各施策分野ごとの成果や今後の課題等について記述させていただきます。

内容について説明させていただく前に、先に結論から確認させていただきます。613 ページの20～21行目にかけて読み上げます。

「今後の沖縄振興に当たっても、現行の沖縄公庫の機能及び組織形態の存続が必要不可欠である。」そのようにこの素案の中では締めくくりました。そこに至る内容等につきましては、別紙資料4を用いまして概要的に説明させていただきます。

資料4の42ページをお開きください。沖縄公庫の位置づけと出融資実績、そのすぐ下の四角囲いの中、沖縄公庫は、沖縄の振興開発を支える総合政策金融機関である。本土復帰してから現在に至るまで約6.4兆円の出融資実績があり、沖縄振興を金融面から支えているものと考えております。

沖縄公庫の位置づけの欄をご覧ください。民間投資等を支援する沖縄公庫の政策金融は、国による税財政支援措置と並び沖縄の振興開発における「車の両輪」として位置づけられます。

右側の融資実績をご覧ください。上段・中段・下段にグラフを掲載しておりますが、上段は昭和47年から平成13年まで、いわゆる第1次から第3次までの沖縄振興計画期間中の出融資の実績をグラフ化したものです。この期間中は主に電気、ガス、モノレール、あるいは住宅の整備など産業活動や県民生活の基盤となる部分の整備を支援していただきました。

中段は、いわゆる第4次振興計画といわれる期間のものでございます。灰色で表示したグラフの部分をご覧ください。平成14年度以降、政策金融改革の流れを受けまして、住宅

資金の利用が民間金融へシフトしたことにより、灰色の部分が縮小するとともに、全体としましても規模が縮小している状況がご覧いただけるものと思います。

下段は、現在の振興計画期間中における実績でございます。ホテル事業、情報通信関連事業、人手不足対策、教育機会確保、子ども貧困対策等々、地域のニーズに対応した支援を行っていただいているところでございます。

43 ページの上段四角囲い中、沖縄公庫におきましては、長期固定金利である良質な資金を安定的かつ機動的に供給することで、質・量の両面から沖縄の民間金融を補完していただいております。

沖縄公庫の貸出シェアの欄をご覧ください。青色部分が県内の金融機関における融資残高構成比に占める沖縄公庫のシェアとなっております。平成 25 年度以降につきましては、公庫のシェアは 20% を割る状況が続いております。これは民業を圧迫しているわけではないという説明、あるいは公庫と民間との大ざっぱな役割分担を補足いたしますと、投資回収に長期間を要するような設備投資、分野では公庫が活用されておきまして、逆に日々の運転資金等は民間が主に供給する役割分担でもって運用されており、このようなシェアとなっております。

その下の図をご覧ください。赤色の折れ線グラフで表示されているものとグレーの景気後退期を重ね合わせてみていただきますと、景気後退期には公庫におきましても運転資金の貸し出しを中心に特に円滑な資金供給が行われてきたことを示すものとなっております。

右側、公庫における独自制度について 2 つの表を御用意しております。国や県の沖縄振興施策等と一体となった独自の制度によりまして、地域に密着した政策金融を展開していただいております。

1 つ例を申し上げますと、右側の表の一番上の欄、教育資金の 4 つ目の○をご覧ください。教育ひとり親利率特例と記述しております。ひとり親家庭の親の学び直しなどを支援するような制度となっております。

これらさまざまな地域に密着した独自の制度につきまして、下の棒グラフを見ていただきたいのですが、公庫の融資に占める構成比です。公庫におきましては、これら独自の制度の融資の構成が全体の 68.4%、直近 29 年度で占めるような状況となっております。

44 ページの上段四角囲いです。中小企業の振興、離島・過疎地域の活性化、駐留軍用地跡地への融資、セーフティネットへの対応など、沖縄の事情を踏まえたきめ細かな融資制度が沖縄の振興発展を強く後押ししているものと認識しております。

離島・過疎地域を対象とした融資実績の欄をご覧ください。公庫におきましては、中北部、宮古・八重山にそれぞれ支店を設置していただいております。離島・過疎地域の魅力を生かした振興、活性化のための支援を実施していただいております。

その下の中小企業に対しまして、事業に必要な設備資金や長期運転資金につきましても安定的に供給をしていただいております。

右上の大規模な駐留軍用地跡地の開発支援につきましても取り組んでいただいております。グラフ中、左側から順に箇所を説明いたします。黄色、あるいは茶色で示されている箇所につきましては、小禄金城地区の開発に係る融資、ピンク色は北谷町のハンビー地区に対する開発の支援、緑色が那覇新都心地区における開発の支援、再び出てくるピンク色は同じく北谷町的美浜地区における開発支援、青色はアワセゴルフ地区とありますが、直近の事例としてイオンモール沖縄ライカムへの融資となっています。こういった地区への融資の累計は1,700億円を上回る規模となっております。公庫の資料等によりますと、それによる雇用の効果は約9,000人ということがございます。

その下の景気変動や社会的・経済的環境の変化等の影響を受ける事業者に対して、セーフティーネットとしての役割を發揮しまして、企業を資金面から支えることで、折れ線グラフにありますように、平成20年度以降、雇用喪失防止効果は約7万4,000人となっております。

45ページの左側の説明は割愛いたします。

右側の今後の沖縄振興における政策金融の意義と役割につきまして、3点整理させていただきます。

(1) なお残る沖縄特有の課題への対応、沖縄の地域特性や特殊事情に十分配慮しつつ沖縄の県民生活の向上のための基盤整備や産業振興など沖縄振興策と一体となった資金供給等の役割發揮は引き続き求められるものと考えております。

(2) 顕在化した新たな課題への対応、待機児童解消や子どもの貧困、雇用の質の改善などの新たな課題について、国や沖縄県と連携して柔軟かつ効果的な対応を積極的に進めることが今後の政策金融に強く求められるものであると考えております。

(3) 民業補完機能の發揮と県内金融市場の高度化・多様化、民間金融を補完し、長期・固定の良質な資金を供給することにより脆弱な事業・経営基盤の県内企業の投資を金融面から支援する政策金融の役割は引き続き重要であるとともに、同時に、民間金融機関と協調・連携による県内金融市場の高度化とPPP/PFIなど民間資本市場からの資金調達手段

の多様化において公庫の金融支援のノウハウはますます重要になるものと考えております。

以上のようなことから、新たな沖縄振興においても引き続き沖縄公庫の現行の組織・機能は必要不可欠であると考えております。

説明は以上であります。

46 ページ以降につきましては、公庫の具体的な出資や融資の事例を資料として参考までに添付させていただきました。後ほど御確認ください。以上です。

#### **【大城部会長】**

どうもありがとうございました。

ただいまの議事について仲宗根委員から意見が届いているようですが、修文は事務局で検討してほしいとのことですので検討をお願いします。

ただいまの事務局説明について、何か御意見、御質問はございますか。

#### **【島袋副部会長】**

政策金融の部分について、文言修正を求めたいと思います。

資料1の253ページの16行目、「県内事業者等に対して長期低利の良質な資金を供給するという」ところを削除。

「政策金融の本来の」の「本来の」という部分を「基本的な」という言葉に変えていただきたい。

21行目、「民間金融機関だけでは困難な」の「な」ではなく、「かつ」にしたい。

606ページの15行目、「離島・過疎地域の活性化等に向けて最適な」の「最適な」を削除してほしい。

613ページの13行目、「県内事業者等に対して良質な資金を供給するという」、ここも削除してほしい。

同じページの16行目、「質の高い金融サービス」の「質の高い」を削除してほしい。

今の文言修正を求めた理由としては、金融ですから不良債権比率や返済の順調さを示す指標が普通は必要ですが、それについての記述がないので、質の高いは誰にとって質が高いのか。要するに貸される側からするとたくさん融資してくれると質が高いと言うかもしれませんが、貸す側からすると貸したお金が返ってこないことに対して質が高いと言えるのかという、公的な金融機関なので不良債権のことばかり言うのも何なのですが、「良質な」、「質の高い」、「民間では困難な」という言葉が出てしまうと、回収率はどうなのだろうと

いうところに思いを馳せてしまうので、いろいろなことを想像させるようなことは書かないほうが良いと思います。

また、253 ページの 16 行目にあるような「長期低利の良質の資金を供給するという政策金融の本来の役割」と書いてあるのですが、政策金融は必ず長期低利でないといけないという定義は特にないと思う。結果としてそうなるので、政策金融の本来の役割は、民間では対応できないが、世の中の役に立つ価値のあるプロジェクトを発掘し、それに民間では対応できないプロジェクトの実行に資するのであって、具体的に長期低利でないとだめということでもないし、また「良質な」や「質の高い」もとても曖昧で、民間金融機関はそういうことはできないみたいな、民間は民間で競走の中で頑張って質の高いサービスを提供していると思いますので、いろいろなことを想像させるような文言は修正、ないしは削除したほうが良いかと思います。

#### **【大城部会長】**

今のところは文書を出したほうが良いですか。今の文言についてはすぐに対応できないですよ。

やはり文書を出してもらって事務局で検討して、島袋さんがおっしゃったことをメモしたほうが良いのではないですか。すぐ返事するのは難しい問題ではないかと思います。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

今、お伺いした範囲でこういう御指摘でしたよねということで、私たちは承りまして、可能な分は修正して、どうしても修正がなじまない部分があれば、また御説明させていただきたいと思います。

#### **【大城部会長】**

ほかに何か。

#### **【仲宗根専門委員】**

関連して、幾つか文字の訂正と意見を出させていただいていますが、2つ追加したいと思います。事務局の御意見に従いますので、一応、意見提供ということで。

237 ページの 35 行目、民間金融機関によるリスクテイクへの対応とありますが、このリスクテイクの意味がよくわかりません。リスクテイクという言葉そのものも聞いたことがないので後で教えてください。次回でも構いません。

それから 541 ページの 30 行目、とても簡単ですが、「めっき等の表面処理」とありますが、普通「めっき」はカタカナで書きませんか。そこだけです。2つ追加をお願いいたし

ます。

重ねて、会議が始まる前に古謝委員からの意見で、文章がばらばらであるという話がありました。多分、担当がみんなばらばらで書いているから統一されていない文書になっていると思います。どなたかお一人で全部を通して読まれる、あるいはそれが無理ならば章ごとに全部を読む人を決めて一度目を通されたほうがいいのかもかもしれません。

ということを感じました。以上です。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

政策金融の237ページの「民間金融機関によるリスクテイク」について、これがどういう意味かということですが、後ほど確認させていただきますが、この文章を前後から見ますと、大規模な自然災害やリーマンショックなど、そういったときにはこれまでも言われてきておりますように、貸し倒れ等が懸念されるわけですから、民間としてはなかなかリスクをとりにくい。一時は貸し渋りなどという言葉も流行ったことがあります。そういう場面でも公庫においては純粋な民間に比べるとよりリスクをとって民間を支援することができる、そういう対応ができるという趣旨だと思います。

#### **【仲宗根専門委員】**

趣旨はわかります。ただリスクテイクという言葉があるかどうか、聞いたことがない。別の言葉ではないかなという気がします。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

もう少し適切な表現がないか検討させていただきます。

また、「めっき」につきましてもカタカナ等の表現が適切であるかどうか、確認させていただいてよりいい形に直したいと思います。

また、全体につきましては、最終的にしっかりと内容がかたまるまでには、あたかも筆者が一人であるかのような形できれいに修文してまいりたいと思います。

#### **【大城部会長】**

ほかに何か、どうぞ。

#### **【真喜屋委員】**

ちょっと分かりにくいなと思う部分があるので教えていただければと思います。

資料4の37ページ、沖縄振興税制についてご説明がありました。その中で、成果では3つのテーマ、課題では2つのテーマについて述べておられましたが、税制については13種類の措置があると記述されています。ここでは、代表的なもののみをご説明くださった

かもしれませんが、その他についてはどうなっているか教えてください。

**【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】**

こちらに記述しているのは、全体的に代表的なテーマを2つ課題として挙げています。1つについては、専門の要件についてはいろいろな制度の適用について、この専門要件があるために適用がやりにくい部分の改正が必要なので、それを挙げているということです。

もう1つ、揮発油税については復帰特別措置ではありますが、書いてあるようにガソリン価格が上昇している状況もあって、引き続き延長していく必要があるということで、代表的な事例として挙げています。

ただ13あるのを検証していないのかということではなくて、まずは個別の1つ1つについては、それぞれの部会で所管して審議をしていることもありますので、またそこで挙げられている課題等も踏まえて、全体的な整理を総点検としてやった上で、次の制度の検討を行っていきたいと考えています。

**【真喜屋委員】**

ありがとうございます。

さきほど、税制優遇措置の部分の文言について、沖縄県の特殊事情が分かるように記述することを求めました。振計については、沖縄の豊かな未来像を念頭において財政の使い方を検討しますが、同時に、国民の一人として財政をどのように使うかも同時に考えながら検討する必要があると思います。

そうすると、沖縄振興に資する制度となるような抜本的な見直しをした上で、まだ十分ではない部分があるので継続したい、あるいは、拡大したいという希望がある一方で、本当に今後も継続が必要なのかという点検、検討も重要です。この点については、既にマスコミ報道でも指摘されていますし、政府の側からも問われる点となると思いますから、総点検でももっと内容を精査する必要があるのではないのでしょうか。

**【事務局 高嶺副参事(企画調整課)】**

次の振計に向けての計画づくりのために総点検をしておりますけれども、この総点検の結果も今後、市町村や関係団体、また広く県民にも御意見を求めて、その上でまた次の計画をつくっていく中で、この制度、税制措置についても、当然、効果や必要性など、県民の意見、関係団体の意見等を踏まえながら、もちろん見直しが必要な部分などがあれば、次に向けて検討していきたいと考えています。

**【高平専門委員】**

資料4の39ページの左側の沖縄県に立地した情報通信関連企業数の推移ですが、この企業数が増えているのが振興税制の効果だという根拠を教えてください。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

県では情報通信関連産業の振興に向けては、観光に次ぐリーディング産業として力を入れて施策展開している分野ですので、税制だけの取り組みをしているわけではありません。ですから、予算措置も含めて、あるいは県だけではなくて、民間企業においても県の施策と連動しながら独自の取り組みをさまざまにいただいています。それらの効果が相まってこういう結果に至っていると認識しておりまして、税だけの効果を抜き出すのは正直難しいところがあります。

**【高平専門委員】**

そうですね。だとするとそういう書き方をされたほうがいいのではないかと思います。

**【宮城専門委員】**

こういう話をしていいのかどうか悩んだのですが、参考まで述べさせていただきたいと思います。

資料1の253ページ、民業補完の発揮という形で、多分、県内の金融貸付残高が民間は約3兆5,000億円、この話でいくと、公庫が1兆円程度だということで、シェア的には民間がかなり大きい感じがします。それで財政投資と金融の部分で車の両輪ということで公庫の果たす役割は非常に大きいと感じております。

ただ253ページの上段、県内の全企業の99.9%が中小・小規模企業の形からしますと、確かに先ほど説明しましたように、公庫の融資については設備や長期的な運転資金などが主体になるかと思えます。そうすると、中小零細企業99.9%が運転資金を調達する形になりますと、お付き合いのある銀行からと、当然、そういう形になるかと思えます。

先ほどのリスク低減からすると、例えば大型の設備投資等々については、公庫が半分、民間が半分ということで、例えば1,000億円であれば半分ずつ協調融資をする形でリスクの低減を図って、民間の金融機関から金が回るような形になると理解しております。

県内の金融機関は全国的に比べて金利が結構高い。総じて1%、2%ぐらい高いと言われている中で、銀行に小規模事業者が融資を申し込むときに、ここには書かれてございませんが、信用保証協会の制度が1つあります。端的にいいますと、銀行から金を借りるときには運転資金が主になると思いますが、保証をつければ従来であればその金が返せなく

なったときには 100%銀行に資金を渡す制度があったわけです。そうすると、銀行としてはリスクがないものですから、融資の円滑化の部分に大きなものが出てくるわけです。

今は8割しか補填はしませんが、それにしても中小企業者が銀行から運転資金を借りる場合に信用保証協会という制度があるので、これは全国的に各県に1つ、政令指定都市に多分4つか5つぐらいある機関です。あわせて、この制度は信用保証協会法という国の施策に基づいた政策ですので、民業の果たす役割とあわせて、そういうものが記述できないか、御検討いただければと思います。

#### **【大城部会長】**

私のほうから、資料1の613ページの17～21行目、結論は現行の沖縄公庫を残してほしいということです。要するに日本政策投資銀行の沖縄支店ではだめで、公庫でなければだめだということです。例えば「地域特性に精通し」、「制度設計などの判断を即時に行う仕組みを有してあり」と書いてありますが、もう少し具体的に書いて、やはり公庫でなければだめだということを補強してもいいのではないかと。この文章だけだと少し弱い感じがしますので検討してほしいと思います。なぜ公庫の沖縄支店ではだめなんだということを念頭に置きながら、もっと丁寧に書いたほうが良いと思いました。

ほかに何か。

#### **【島袋副部会長】**

資料1の697～698ページの自主財源の充実もこの場で議論できるものですか。

#### **【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

特段の説明はしていませんが、対象の範囲なので大丈夫です。

#### **【島袋副部会長】**

この部分に関して、財源の確保のために法定外目的税の導入という収入を強化する話に少し偏っている気がします。支出の適正化、恐らく社会保障費が今後増大していき、それが財政悪化の主な原因かと思しますので、増税や負担増だけでは厳しい面もあると思いますので、支出の適正化の項目も増やしていただけたらと思います。

例えば医療費の適正化については、ソーシャルインパクトボンドという手法がありまして、神戸市や八王子市でも実際に行われていまして、それは医療費をいきなりばさっと切るのではなくて、事前の健康診断の受診率を高めて健康になって、結果、医療費がそんなに出不いとか、みんなハッピーな手法ですが、前向きな支出の適正化策についても少し触れて、今後、ぜひ検討していただきたいと思います。

## 【大城部会長】

ほかに何か、よろしいですか。

1つ確認したいのですが、多分、高平さんのほうが詳しいかもしれませんが、僕の関心があるのは、沖縄の地価はかなり高くして事業を興すのは結構大変で、土地利用は県の判断で柔軟なというような、課題もどこかでも議論する場があればいいのですが、それはあります。特に規制緩和と言ったほうがいいのかもありませんが。

この間、県の報告書を見ていたら、全国は62%ぐらい持ち家比率がずっと続いているのですが、沖縄だけ比率がどんどん下がって、とうとう48%ぐらいまで。多分、中南部に人が移動してきていますが、土地が高くて買えなくて民間住宅のほうに、そういう意味でこの課題だけではなくて、どこかで議論する必要はないのかなという気がするものですから、どうですか。

## 【事務局 武村副参事(企画調整課)】

規制緩和は大変重要な視点だと思いますが、今回の部会の中では議題として特別に取り上げることは予定しておりません。もしよろしければ別途意見という形で様式などに簡単な形で結構ですので書いていただくと次につながると考えております。

## 【村上専門委員】

先ほど議論になったところでよくわからなくて、資料1の694ページの税制優遇措置については、現在の社会経済の状況変化等に対応していないので抜本的な見直しの検討はそもそもできるものでしょうか。だからあまり書けないのかどうか、教えてください。

## 【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】

税制につきましては、2年おき、あるいは3年おきぐらいのスパンで13ある制度についてそれぞれ制度の期限が到来してまいりますので、その都度、措置が期限を迎える前に内閣府を通じて財務省に向けていろいろなエビデンスを用意しながら、制度の延長を求めていくわけですが、その際に、関係する企業や団体の皆さんからあらかじめ意見を伺いまして、実際に現場レベルで実態に合っていない、活用がしづらい、もっとこうあってほしいという意見が出た場合には、単純に延長するだけではなくて、その内容の拡充等も適宜求めていくような手続をこれまでとっております。

もちろん国を相手にいろいろ調整していくわけですから、簡単に要望が通るものではなく、むしろハードルはとて高いのですが、適宜、必要な拡充、あるいは新規の税制の要望などは実施しているところでございます。

ですから、今回、令和3年度でひと区切り、現振興計画の期間を終えて、全ての制度が一旦終期を迎えますので、新たな10年に向けて各制度を単純に延長するだけではなくて、ここでは「抜本的な見直し」という過激な表現になっていますが、そこまではいかなくても個別の制度で必要な見直し、拡充、あるいは新設を求めるようなことがあれば、今後の議論の中で内容を整理して必要な要望を国にしていく準備をする必要があると考えております。

**【村上専門委員】**

具体的な検討内容まではここでは触れられないのですか。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

そうですね。ここでは課題や今後の方向性を少しにおわせるまでが点検として、そして具体的に何を求めていくかは、また新たな計画と、その計画の実現に必要なツールとして次のステップで議論していきたいと考えています。

**【仲宗根専門委員】**

関連して酒税の軽減措置がありませんが、泡盛は販売額がどんどん落ちていきますよね。これは延長されていますよね。また延長は難しいと思いますが、理屈づけがわかりませんが、例えばいろいろな新製品を出しているじゃないですか、あれには適用されていますか。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

そうですね。復帰以前から県内の酒造所として活動しているものについては、県内向けの出荷分について全て適用されています。海外展開分は適用ありません。

**【仲宗根専門委員】**

県民のためだから県内ですよ。いろいろ混ぜてカクテルみたいなものをつくっているじゃないですか。あれは対象ですね。

**【大城部会長】**

発泡酒は適用除外でしょ。ドラフトビールだけだと思います。あのときは、発泡酒はなかったと思うので。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

対象となっているようです。

**【大城部会長】**

リキュールみたいなものも入っているのか。

**【仲宗根専門委員】**

新しく商品開発したのも全部対象になっているのですね。

**【事務局 喜瀬班長(企画調整課)】**

そうです。

**【仲宗根専門委員】**

承知しました。どうも失礼しました。

**【大城部会長】**

きょうの議題を振り返って言い残したと、これはというのがあればよろしいですか。

きょうの審議は終わって、事務のほうで何か連絡事項等がありましたらよろしくお願ひ  
します。

**【村上専門委員】**

すみません、きょうのことではないのですが、多分、2回目に終わっているところではあると思いますが、安心、安全に暮らせる地域づくりのところ、犯罪被害者に関する条例が他県ではできているのですが、沖縄県は全く議論にも入っていないような状況でして、その問題提起をもっと早くすればよかったのですが、次回までに早く文書で出したいと思っておりますので御検討をお願いしたいと思ひます。

**【事務局 城間班長(企画調整課)】**

大城部会長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、長時間の審議をまことにありがとうございました。

最終回である次回の開催日程につきましては、11月22日・金曜日の午後2時を予定して  
ございます。正式な通知につきましては、後日改めて送付させていただきますのでよろ  
しくお願ひいたします。

また、本日の議事内容につきましては、1週間後をめどに委員の皆様へ送付し、内容を御確認  
いただいた上で県企画調整課のホームページに掲載させていただく予定としており  
ますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、本日の沖縄県振興審議会第4回総合部会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

**6. 閉 会**